

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

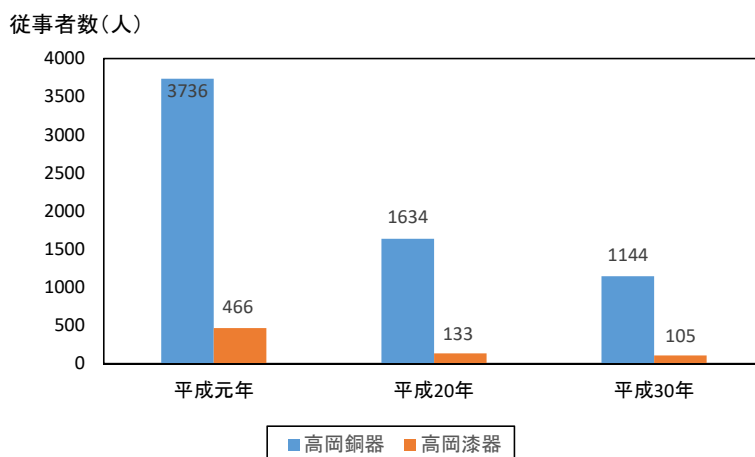
1 歴史的風致の維持及び向上に関する課題

①歴史と伝統を反映した工芸技術及び地域固有の祭礼・年中行事等の継承と育成に関する課題

本市の工芸技術や、地域の人々によって大切に守り伝えられてきた祭礼・年中行事・民俗技術等は、歴史的建造物や歴史的な町並みといった歴史文化資産とともに、本市の歴史的風致に奥行きと層の厚さを感じさせる重要な要素である。

本市は、昭和50年(1975)に「高岡銅器」、「高岡漆器」、平成29年(2017)に「越中福岡の菅笠」が国の伝統的工芸品の指定を受けている。「高岡銅器」や「越中福岡の菅笠」は、全国に普及した一大生産地であるが、雇用環境や生活様式の変化、また人々の生活用品に対する意識の変化等の要因により、従事者数の減少が著しく担い手不足が慢性化している。第1期計画では、歴史と伝統を反映した工芸技術の後継者不足等に対する助成支援を行い、新たな継承者が若干名育成されたという成果があった。また、次世代を担う子どもたちを対象とした取組を授業の一環として行うことで、歴史と伝統を反映した工芸技術に触れる機会を創出した。しかしながら、依然として後継者不足は課題である。

地域固有の祭礼・年中行事等については、昭和54年(1979)に重要無形民俗文化財に指定された高岡御車山祭や昭和60年(1985)に市指定無形民俗文化財となった伏木神社春季例大祭の祭礼行事など各地で様々な行事が人と人とを結ぶツールの1つとして地域に息づいており、地域コミュニティの活性化に寄与している。第1期計画では、それらの行事に使用する祭道具の修理や運営等に対して助成支援を行った。しかし、人口減少や少子高齢化、地域コミュニティの希薄化が進み、担い手不足の深刻さが進んでいる。これらの祭礼・年中行事等を支えてきた人々の活動の維持・継承がさらに困難な事態に直面する恐れがある。



伝統産業の従事者数の推移

[資料：高岡特産産業のうごき]

②歴史的建造物等の積極的な保存と活用に関する課題

本市には、歴史的風致の核となる歴史的建造物が数多く現存しているが、なかには適切な維持管理が行われないうまま老朽化が進んでいるものもある。

第1期計画では、指定文化財等について、各種事業により保存及び活用が一定程度図られた。特に、民間の活力を生かした歴史的建造物の活用事業においては、当該建造物が歩んできた歴史の公開・活用が図られ、歴史的風致の維持・向上に寄与した。

一方、保護が図られていない歴史的建造物も残されているため、引き続き本計画においてもそれらの保護を図る必要がある。

③歴史的な町並みの保全と周辺環境の調和に関する課題

本市に残る町並みは、明治期以降の町家の集積が多く、本市固有の歴史的風致の形成に結びついている。しかしながら、そうした町家に有する間口の狭さと奥行の長さなどが、現代の生活様式に応じた機能性の向上などとそぐわず、伝統的な建築形式を持つ町家等が取り壊され空き地や駐車場等になり、良好な歴史的町並みの破壊が危惧される事態となっている。また、町並み景観の阻害要因として、電柱類や町並みに調和しない屋外広告物があげられるほか、道路に過度に流入する自動車等によって、安心して散策できる快適な歩行空間が確保されていないという課題も挙げられる。

第1期計画では、中心市街地の無電柱化による道路修景整備や景観計画に基づく景観形成重点地区での建物修景補助や色彩基準等の追加、屋外広告物の適正化によって歴史的な町並みに調和した良好な景観形成を図った。

しかし、依然として、電柱や電線が歴史的景観を阻害しているほか、町並みと調和が図られていない建造物や屋外広告物が残されている。また、計画期間中に完了に至らなかった道路修景整備がある。



町家に挟まれた空き地



町並み景観を阻害する電線類

④資料の収集・保存及び調査・研究に関する課題

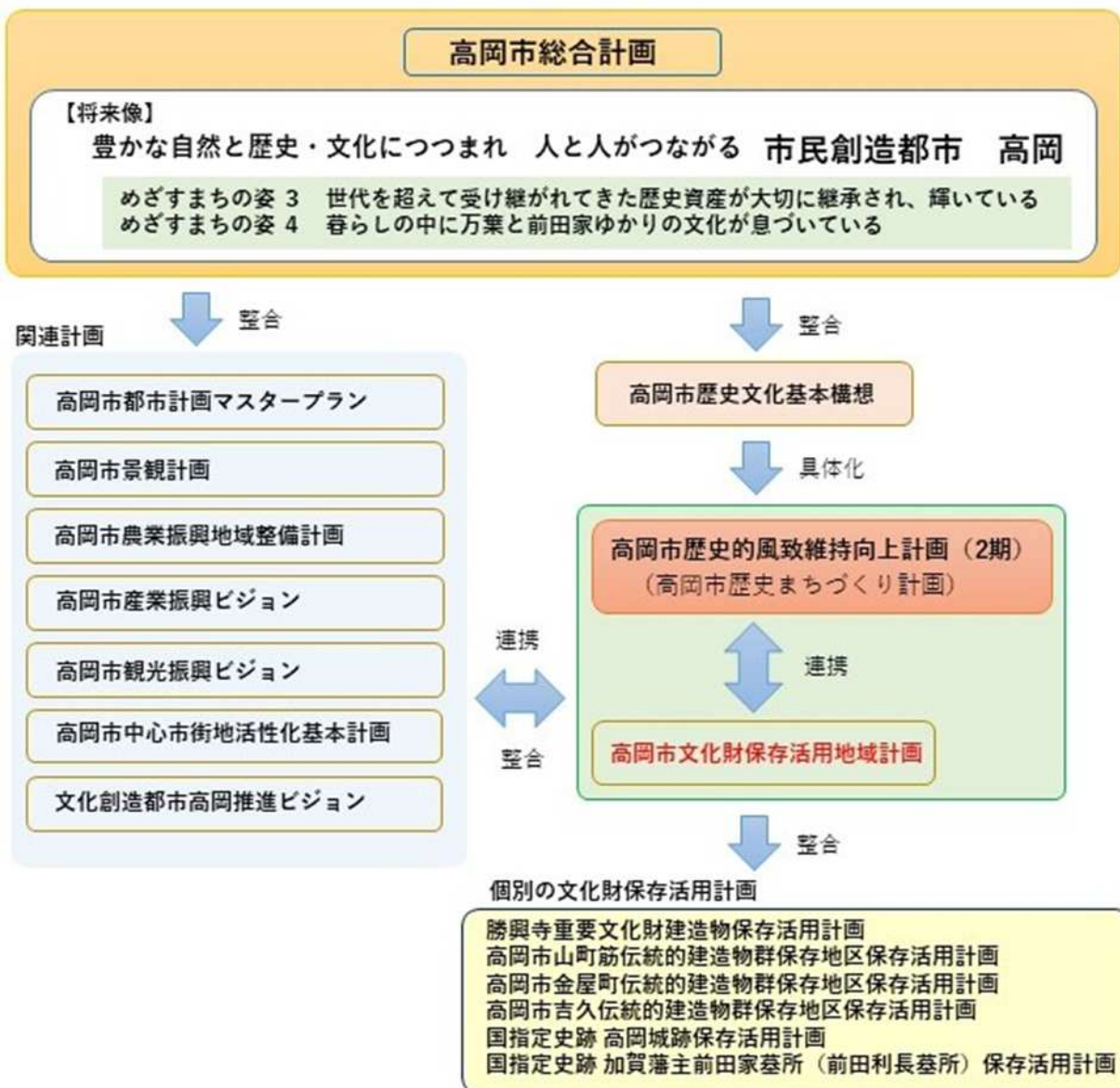
本市は、近世以降の歴史、民俗、産業などの貴重な資料が数多く現存しているが、拠点施設である博物館等において、資料の収集・調査にあたる人的・財政的な余裕がない状態にある。したがって、資料の収集・保存や調査・研究の停滞が懸念されるとともに、体系的な情報の蓄積や発信が困難な状況にあり、貴重な資料が散逸する恐れもある。

第1期計画では、高岡鋳物資料のデータベースを整理したが、整理しきれていないものもあることやそれ以外にも未調査である貴重な資料が多く残されていることが判明し、調査・研究の課題となっている。

2 既存計画との関連性

本計画は、高岡市総合計に即する計画である。

歴史的風致の維持向上を図るためには、都市計画、景観、文化財、中心市街地等における計画と連携することが重要であることから、これらの関連計画と整合した計画とする。



図：本計画と上位・関連計画との関係

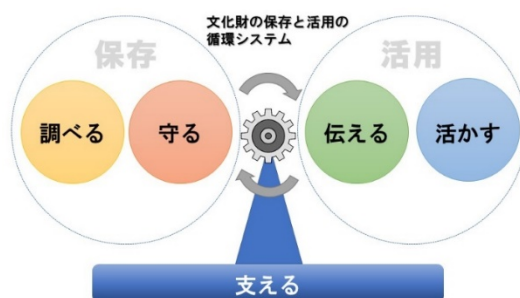
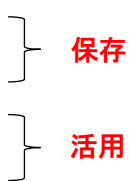
(16) 高岡市文化財保存活用地域計画

策定：令和7年（2025）7月

平成30年の文化財保護法の改正により法定計画（努力義務）と位置付けられた、市町村の文化財の総合的な保存・活用のマスタープラン兼アクションプランとなるもの。「高岡市歴史文化基本構想」の考え方を進め、具体的な文化財の保存・活用施策を定めている。

目指す将来像を「歴史と文化が世代を超えて受け継がれ、暮らしの中に息づくまち高岡」とし、文化財の保存・活用にあたっては、“保存”と“活用”のどちらかに偏った取組みではなく、相互関係を保ちながら保存、活用の循環を図り、

- ①調べる（把握・研究等）
- ②守る（管理・整備・継承等）
- ③伝える（学習・発信等）
- ④活かす（公開・観光等）
- ⑤支える（人材・協働等）



の5つの視点から進めていくこととしている。

文化財保存と活用の仕組み概念図

【将来像】歴史と文化が世代を超えて受け継がれ、暮らしの中に息づくまち高岡		
課題	方針	措置の例
1 調べる ①多くの文化財が把握できていない ②調査・研究が十分でない	①文化財把握調査の実施 ②計画的な調査の推進	1-①-2 地域資料継承支援事業 産学官連携によって、地域資料（古文書等）の把握調査を行う。 ■行政・所有者等・専門家・地域 ■R8～13
2 守る ①所有者等・担い手の減少・高齢化 ②修理・整備が十分でない ③保存施設が十分でない ④災害・被害リスクの把握が十分でない ⑤防災・防犯対策が十分でない ⑥被災文化財への対応	①所有者等・担い手への支援 ②指定等文化財の整備の推進 ③取蔵施設の検討 ④文化財の状況把握 ⑤防災・防犯対策の推進 ⑥被災文化財の復旧	2-①-8 文化財等修理補助事業 文化財の保存修理を行うことで高岡の伝統技術の継承を図る。 ■行政・専門家 ■R8～13 2-②-3 高岡城跡保存活用補助事業 保存活用計画、整備基本計画に基づく保存整備事業を実施する。 ■行政・所有者等・専門家 ■R8～13
3 伝える ①情報発信が十分でない ②文化財を知る機会が十分でない	①文化財情報の内容・発信の充実 ②郷土学習機会の充実	3-②-5 「高岡再発見」プログラム事業 児童が家族と一緒にスタンプラリー形式で文化施設を見学する。 ■行政 ■R8～13
4 活かす ①公開・活用の充実が必要 ②周辺環境整備が十分でない ③観光活用の充実が必要	①公開・活用の推進 ②周辺環境整備の推進 ③文化観光の推進	4-①-2 ミラレ金屋町開催事業 町家暮らしや伝統文化を体験する「ミラレ金屋町」を開催する。 ■行政・所有者等・地域 ■R8～13
5 支える ①行政の連携体制の円滑化 ②地域における保護体制が十分でない ③文化財保護の支え手の減少	①行政の連携体制の整備 ②所有者・地域・専門家・行政の連携体制の構築 ③文化財保護の支え手の育成	5-②-3 地域の歴史文化資産調査支援事業 地域が専門家とともに行う美術工芸品の文化財調査を支援する。 ■行政・所有者等・地域・専門家 ■R8～13

（1）高岡市総合計画

基本構想：平成29年度～令和8年度

基本計画：令和4年度～令和8年度（第4次）

本計画では『豊かな自然と歴史・文化につつまれ 人と人がつながる 市民創造都市 高岡』をまちの将来像として掲げており、「ものづくりの技と心」を礎とし、その英知とたゆまぬ努力によって町民文化の花を咲かせ、挑戦と創造を積み重ねてきた先人の志を受け継ぎ、すべての人がそれぞれの能力を生かして自立し、次代を担う創造性豊かな市民が育つ「市民創造都市」に挑戦していくこととしている。

この将来像を実現するために、下記のとおり5つの分野と17のめざすまちの姿を設定している。このうち、〈歴史・文化〉分野の「3 世代を超えて受け継がれてきた歴史資産が大切に継承され、輝いている」においては、①文化財の保存・活用と②歴史的風致の保全・活用を、「4 暮らしの中に万葉と前田家ゆかりの文化が息づいている」においては、①地域に根差した創造的な芸術・文化活動の育成を、それぞれ推進することとしている。



高岡市総合計画の大綱

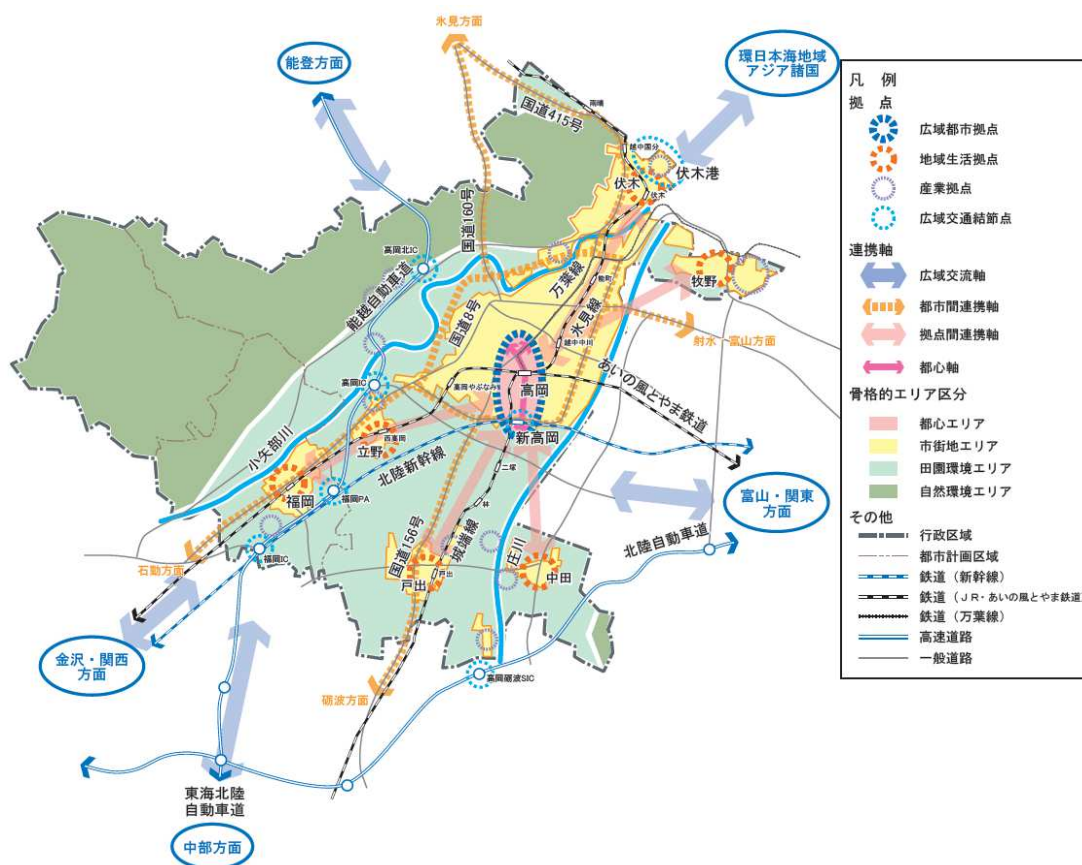
（2）高岡市都市計画マスタープラン

策定：平成30年（2018）12月

本プランでは、「市民創造都市 高岡」を将来都市像に定め、都市づくりの基本方針として《歴史・文化と自然を活かした都市づくり》、《安全・安心で快適に暮らせる都市づくり》を掲げている。

《歴史・文化と自然を活かした都市づくり》では、歴史まちづくりや文化創造都市の取組を推進するため、市内各地に分布する歴史・文化資産の保存・活用、歴史的な町並みの誘導や、歴史的風致が残る地域などにおける新たな創造の場の創出等を掲げている。

《安全・安心で快適に暮らせる都市づくり》では、本市の強みである自然的・歴史的な景観まちづくりの推進のため、恵まれた自然景観の保全や魅力的な都市空間の誘導を掲げている。



市全体の将来都市構造図

（3）高岡市景観計画

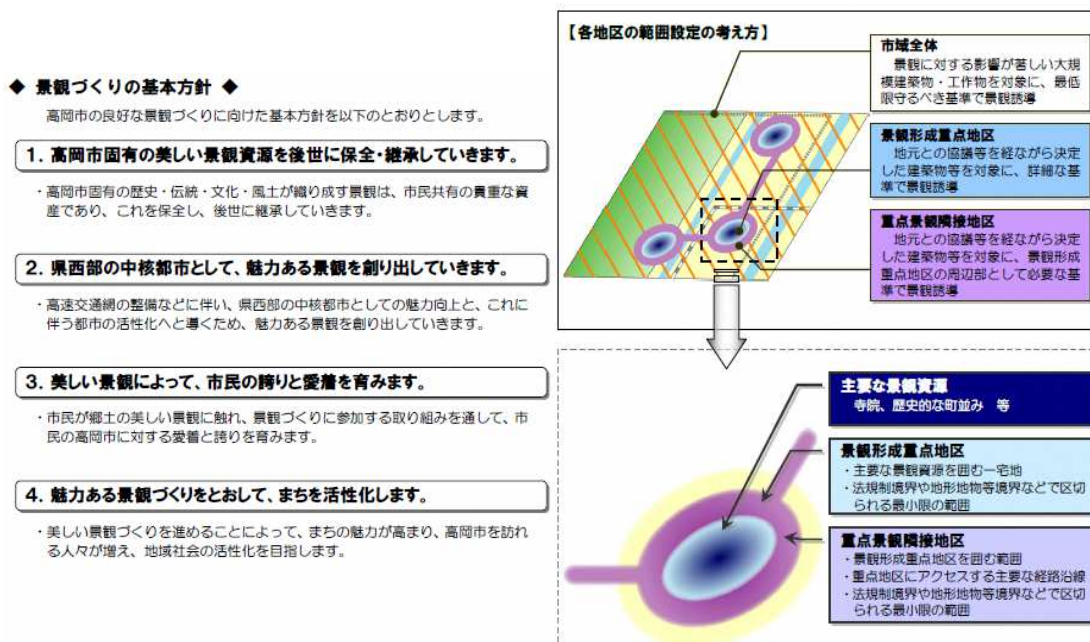
策定：平成21年（2009）3月

（同年11月、平成29年（2017）2月、令和3年3月変更）

本計画では、景観づくりの基本方針を次の4つとしている。

- 1 高岡市固有の美しい景観資源を後世に保全・継承していきます。
- 2 県西部の中核都市として、魅力ある景観を創り出していきます。
- 3 美しい景観によって、市民の誇りと愛着を育みます。
- 4 魅力ある景観づくりをとおして、まちを活性化します。

市全域（景観計画区域）において大規模な建築行為等の形態意匠などを景観誘導すると同時に、中心市街地や福岡の歴史的な広がりのある地域や交流・集散拠点としての属性を有する地域を景観形成重点地区として指定し、建築物等の位置や高さ、色彩の基準を設けるなどして、周辺の町並み景観と調和した建築行為等が行われるよう景観誘導している。



景観づくりの基本方針及び景観形成重点地区等の設定

（4）高岡市歴史文化基本構想

策定：平成23年（2011）3月

平成20年度から「高岡市文化財総合的把握モデル事業」を実施し、高岡市歴史文化基本構想を策定した。

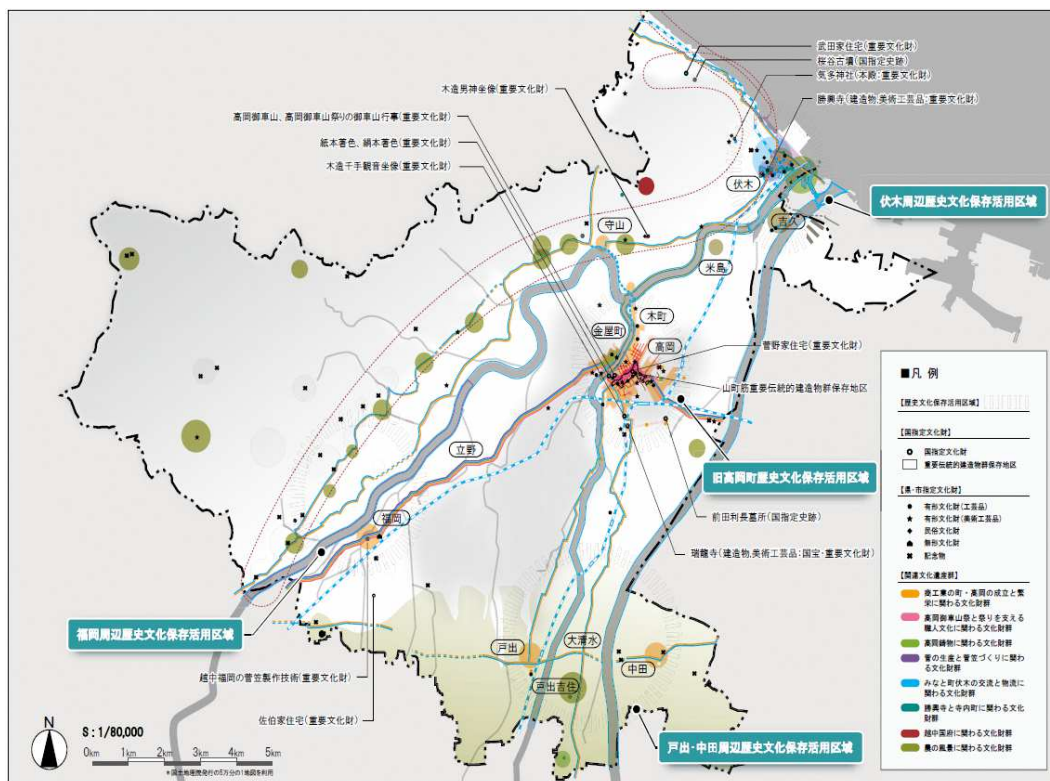
本構想では、将来像を「市民が郷土に対する誇りを持ち、ものづくりの結晶が輝くまちへ」とし、基本方針を次のように掲げている。

“文化財の保存・活用を通して”

- 1 郷土教育を推進し、市の歴史や風土を学びとる。
- 2 ものづくり文化の洗練を目指す。
- 3 市民一人ひとりが高岡の「人・ものづくり・文化」を担っている意識を高める。

文化財の保存・活用の方針や人材育成の方針、文化財の周辺環境に係わる関連分野における施策の方針などを定めている。

なお、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の運用指針」によれば、「歴史的風致維持向上計画」作成の際には、あらかじめ「歴史文化基本構想」を策定し、それを踏まえた「歴史的風致維持向上計画」とするよう努めることが望ましいとされている。このため、本市においては、歴史的風致については歴史文化基本構想で整理した歴史・文化遺産の内容を踏まえて設定している。



歴史文化保存活用区域

(5) 勝興寺重要文化財建造物等保存活用計画

策定：平成30年（2018）3月

本計画は、勝興寺を構成する建造物の一体的な保存管理や整備活用等についての現状や課題等を体系的に示すことで、重要文化財建造物である勝興寺を恒久的に保存継承していくための指針を策定することを目的としている。

文化財保護法等の関係法令との調整や、高岡市歴史文化基本構想との整合と連携を図りながら、勝興寺のあるべき姿の創出を目指す。

(6) 山町筋伝統的建造物群保存地区保存活用計画

策定：平成12年（2000）7月

本計画では、開町以来長らく商業の中心地として栄えてきた山町の歴史的環境を保全すると同時に、文化財保護法等の関係法令との調整を図りながら、保存地区に残る歴史的、文化的に価値の高い伝統的建造物群を次代に継承し、山町筋の歴史的な特性を生かしたまちづくりを進めることによって、生活環境と商業環境の向上などに努めることとしている。

(7) 金屋町伝統的建造物群保存地区保存活用計画

策定：平成24年（2012）4月

本計画における保存地区の特色は、鋳物業で栄えた真壁造りの町家主屋を中心とする江戸時代末以降の建築物が整然と軒を連ね、まとまりをもって形成していることにある。

文化財保護法等の関係法令との調整を図りながら、保存地区に残る歴史的、文化的に価値の高い伝統的建造物群を次代に継承し、金屋町の歴史的な特性を生かしたまちづくりを進めることによって、生活環境の向上と産業の振興などに努めるものとするとしている。

(8) 吉久伝統的建造物群保存地区保存活用計画

策定：令和2年（2020）6月

高岡市吉久伝統的建造物群保存地区は、江戸時代に吉久御蔵を中核として形成された在郷町で、御蔵が失われた近代以降も米穀商を中心に栄えた。

本計画では、文化財保護法等の関係法令との調整を図りながら、保存地区の風致にふさわしい外観の回復を図るとともに、吉久の発展の系譜や伝統的建造物群の普及啓発を図ることで吉久らしい良好な居住環境の創出と多様なまちづくりの担い手と呼び込んでいくこととしている。

(9) 国指定史跡 ^{たかおかじょうあと}高岡城跡保存活用計画

策定：平成29年（2017）3月

本計画は、史跡 ^{たかおかじょうあと}高岡城跡の現状と課題を分析し、史跡の本質的価値と構成要素を明確化し、城跡を適切に保存管理していくための基本方針や方法を定め、将来に向けた整備活用及びその適切な運営方法等の方向性を示すことを目的としている。

本計画で重要なことは、^{たかおかじょうあと}高岡城跡の重層的な歴史を正確に理解し、公園化の歴史を評価し、史跡と公園のあり方の調和を図ることである。

(10) 国指定史跡 ^{まえだとしながぼしよ}加賀藩主前田家墓所（前田利長墓所）保存管理計画

策定：平成23年（2011）3月

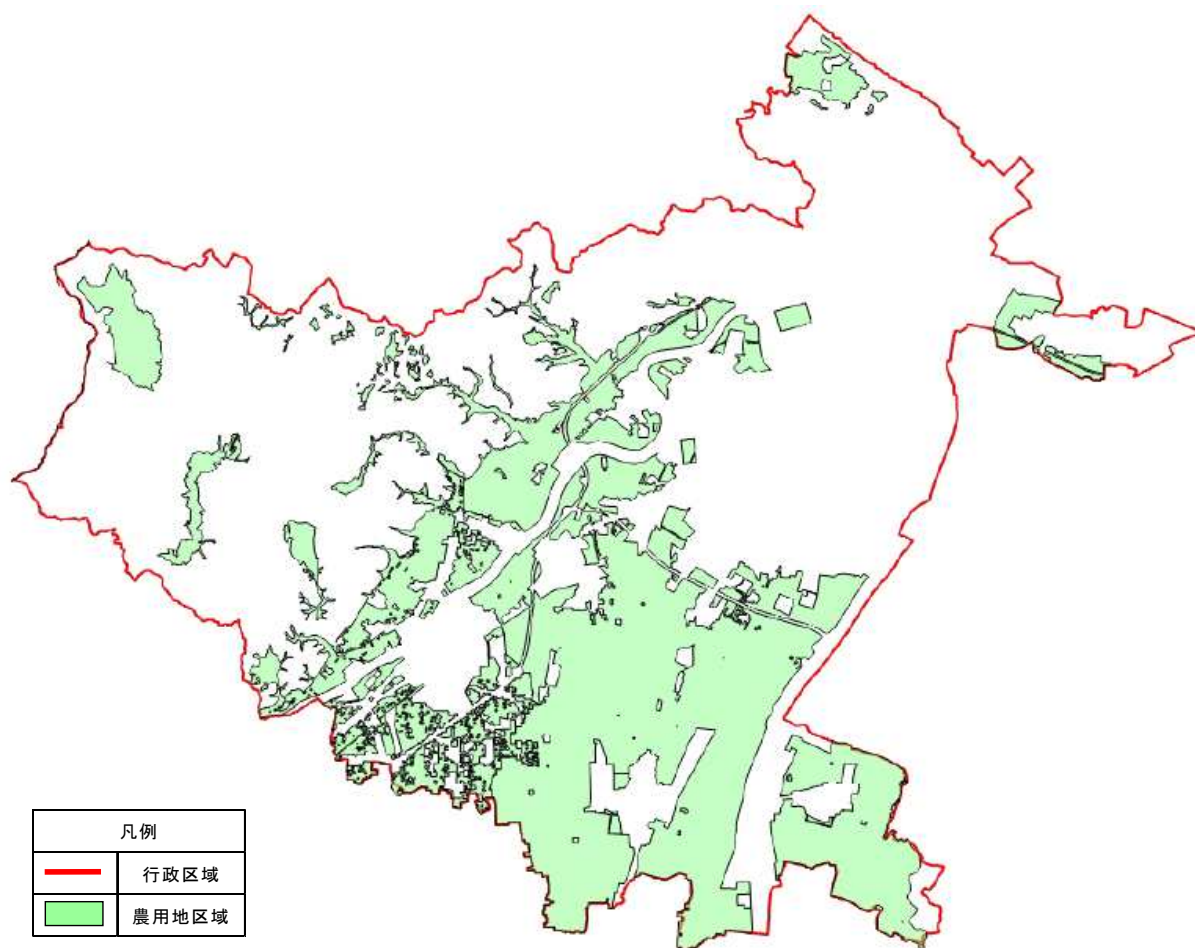
本計画は、史跡 ^{まえだとしながぼしよ}加賀藩主前田家墓所（前田利長墓所）の現状と課題を分析し、史跡の本質的価値と構成要素を明確化し、墓所を適切に保存管理していくための基本方針や方法を定め、将来に向けた整備活用及びその適切な運営方法等の方向性を示すことを目的としている。

墓所の本質的要素を明確化し、重要な本質的価値が存在する地区については、墓所の威厳と風格を適切に保存することとしている。

（11）高岡農業振興地域整備計画

策定：平成18年（2006）7月（平成23年度（2011年度）見直し）

本市の農業が将来にわたって新鮮で安全・安心な農畜産物の安定供給を可能にしたり、国土の保全や良好な景観の形成など農業生産活動が行われることによって生ずる機能を発揮したりするためには、無秩序な土地利用や耕作放棄などを防ぎ、農地を良好な状態で確保し有効利用を図ることが重要である。よって、本計画では、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、優良な農地を農用地区域として設定するとともに、当該農地を良好な状態で維持・保全して活用を図ることとしている。



農用地区域（平成28年（2016）時点）

(12) 高岡市産業振興ビジョン

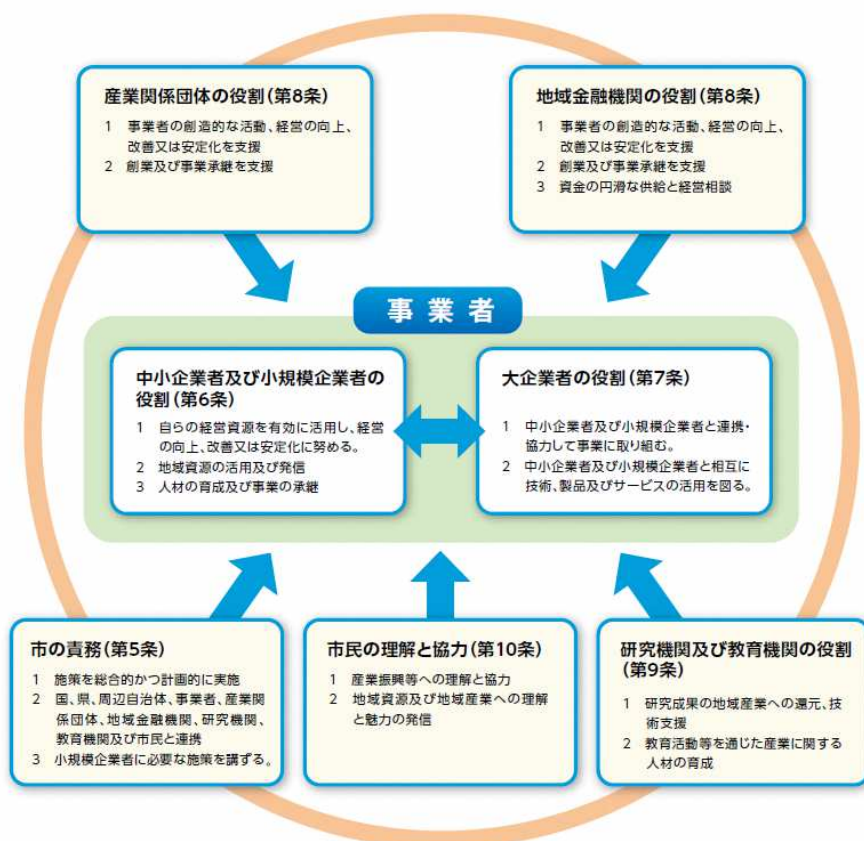
策定：平成23年（2011）4月

計画期間：令和3年度～令和7年度（第2期）

本ビジョンは、北陸新幹線開業等の発展のチャンスを生かして産業の活性化につなげて本市の持続的発展を図るため、新産業の育成、地場産業の振興、企業立地・誘致の促進、観光振興、産業支援環境・体制の充実などを、産業界や行政が協働で推進していく際の指針として策定した。

下記の5つの基本方向に基づき、国や県、関係機関、事業者と連携しながら産業振興を推進することとしている。

- 1 持続可能な産業構想の構築
- 2 地域産業の競争力強化
- 3 産学官金の連携強化による新事業創出と創業
- 4 産業基盤の整備・企業誘致の強化
- 5 広域交流の拠点化の推進



地域が一体となった産業の振興

(高岡市産業の振興及び小規模企業の持続的発展に関する基本条例 第5条～第10条)

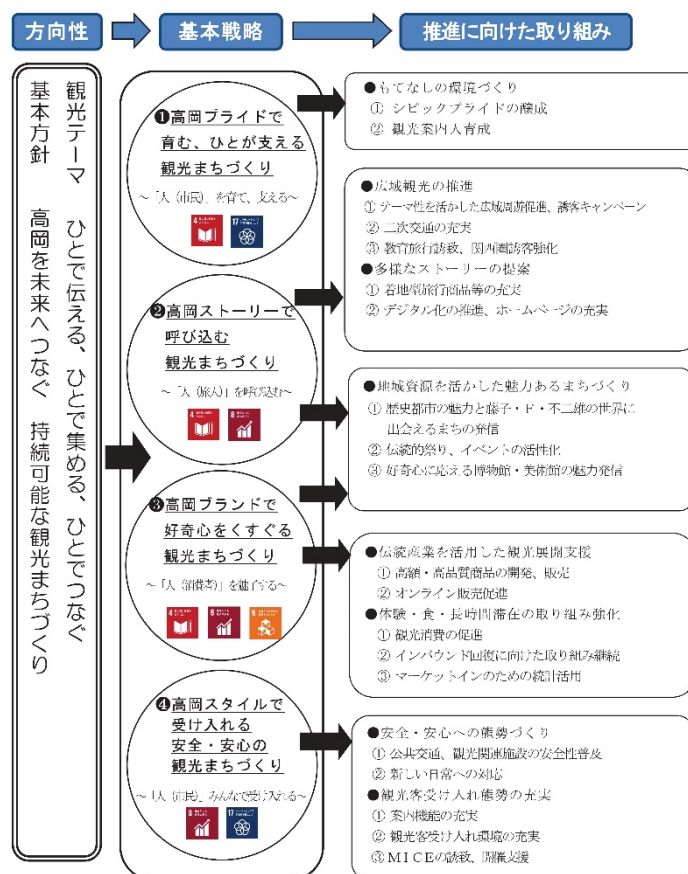
(13) 高岡市観光振興ビジョン

策定：平成23年（2011）3月

計画期間：令和3年度～令和7年度（第3期）

本ビジョンでは、「高岡を未来へつなぐ 持続可能な観光まちづくり」という基本方針のもと、戦略的に取り組む事項を「①高岡プライドで育む、ひとが支える観光まちづくり」「②高岡ストーリーで呼び込む観光まちづくり」「③高岡ブランドで好奇心をくすぐる観光まちづくり」「④高岡スタイルで受け入れる安全・安心の観光まちづくり」と設定している。

北陸新幹線の金沢以西への延伸を念頭に、大都市圏からの誘客や交流の拡大に繋がる効果的な取組を打ち出すこととしており、さらにはインバウンドへの対応の強化も積極的に進めることとしている。



高岡市観光振興ビジョン体系図

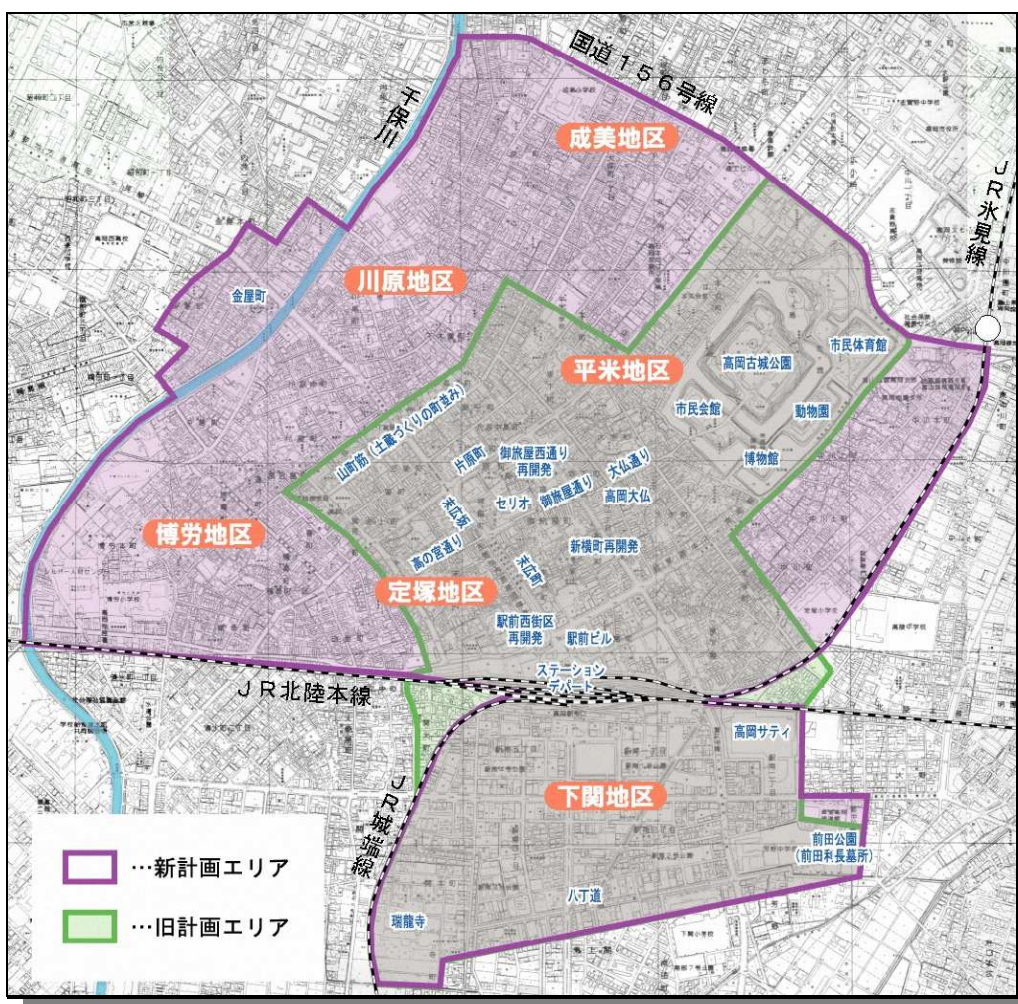
(14) 高岡市中心市街地活性化基本計画

認定：平成19年（2007）11月

計画期間：令和4年度～令和8年度（第4期）

本計画では、『人が輝き、人で輝く、人が主体の賑わいづくり～まちなかリスタート！南北一体化による交流シンカを目指して～』のスローガンのもと、「①多様な目的で人が行き交い、交流するまち」「②新たなチャレンジとライフスタイルを楽しむまち」を基本方針としている。

また、基本計画の目標を「1 交流人口の拡大」「2 まちなか居住と生活サービス・事業創出機能の充実」と定め、中心市街地に集積している貴重な歴史・文化資産を保存・継承し、観光資源として活用することによって、交流人口の拡大、及びまちなか居住人口の増加を推進することとしている。



計画区域（エリア）

(15) 文化創造都市高岡推進ビジョン

策定：平成27年（2015）3月

本計画は、文化創造都市高岡として目指すべき都市のイメージを明らかにするとともに、その実現に向け、文化、芸術、産業、観光等に関する施策を一体的に推進するため、概ね10年間の基本的な指針を提示した。

また、4つの戦略〈1.知る〉市民一人ひとりが高岡の文化を知り、文化に親しむ機会の拡大、〈2.創る〉地域固有の文化に親しみ、交流を生み出す「創造の場」の形成、〈3.つなげる〉分野を超えた交流の創出と産業など他分野の活性化、〈4.伝える〉メディア戦略等による高岡の認知度向上とブランド形成、を推進することとし、重要伝統的建造物群保存地区をはじめとした高岡の多様な文化資源を活かした取組を図ることで、目指す都市イメージ「Art & Craft City 高岡」の実現に繋げることとしている。

このような高岡の文化力を活かした文化創造都市高岡の推進は、高岡が魅力ある都市として存在感を高め、活性化を図ることにつながるものである。



イメージする都市像

3 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

- ①歴史と伝統を反映した工芸技術及び地域固有の祭礼・年中行事等の継承と育成
- ②歴史的建造物等の積極的な保存と活用
- ③歴史的な町並みの保全と周辺環境の調和

歴史的風致の維持及び向上に関する課題に対して方針を定める。なお、資料の収集・保存及び調査・研究に関する課題は、下記①～③のそれぞれの方針に含まれる。

①歴史と伝統を反映した工芸技術及び地域固有の祭礼・年中行事等の継承と育成

歴史と伝統を反映した工芸技術及び地域固有の祭礼・年中行事等の継承と育成には、長期的な取組が必要であることから、後継者不足に対する支援を継続的に行うことでそれらの継承を図る。また、資料の収集・保存及び調査・研究を踏まえての実施のほか、関連する計画がある場合は、関連部局と連携しながら実現に努める。

また、第1期計画からの取組であるデザインから造形までトータルな工芸技術の習得を目指す事業等を継続して実施し、次世代を担う人材の養成を図るとともに、伝統産業の裾野を広げるための教育として、子供たちが歴史と伝統を反映した工芸技術に触れ地域固有の歴史・文化であることを認識し、未来の伝承者や理解者へ育っていくような環境を醸成する。

②歴史的建造物等の積極的な保存と活用

国・県・市の指定文化財については、継続的に保存修理を実施していく。国の登録有形文化財については、所有者等と話し合いながら、必要に応じて歴史的風致形成建造物に指定し、保全を図っていく。

歴史的風致形成建造物については、所有者等と話し合い、資料の収集・保存及び調査・研究を踏まえて、必要に応じて修理を行い、保全を図る。また、保全が図られたものについては、その価値を広く周知し、本市固有の歴史資産の魅力を知ってもらうため、公開に努めるとともに、観光資源や憩いの場の創出といった積極的な活用を図り、民間企業等の運営による活用方法等も視野に入れた検討を行う。

③歴史的な町並みの保全と周辺環境の調和

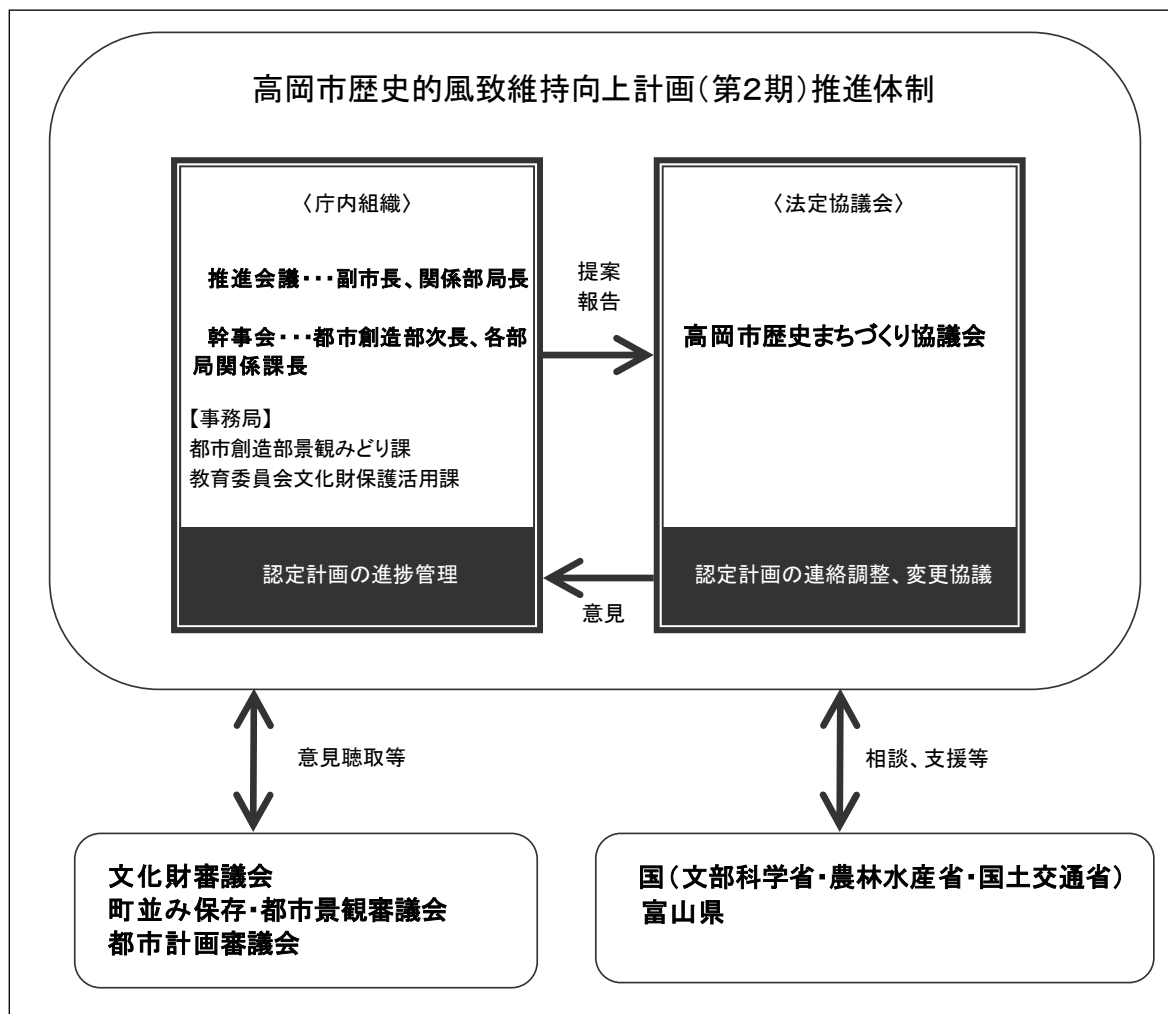
本市の歴史的な町並みにおいては、資料の収集・保存及び調査・研究を踏まえ、町並みの連続性や物語性を維持するため、伝統的な建築形式を持つ町家等を工房や店舗、一時滞在施設等、本市の魅力を向上させる観光資源として活用を促進するなど、行政だけでなく民間の活力を生かした取組を推進する。

また、建物修景補助や屋外広告物の適正化といった取組により、歴史的な町並みの

一層の保全に努める。道路修景整備については、未完了のものについて継続的に取り組むとともに、重点区域内において無電柱化や自動車の流入抑制を行うなど、本市固有の歴史に触れながら安心して散策できる歩行空間の創出を図る。

4 歴史的風致維持向上計画の実施体制

本計画の実施体制について、事務局は都市創造部景観みどり課、教育委員会生涯学習・文化財課とし、庁内組織として推進会議及び幹事会を設置し、歴史まちづくり法第11条の規定に基づく「高岡市歴史まちづくり協議会」において計画の推進や変更等の調整、協議等を行い、事業実施の推進を図る。



計画の実施体制